

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年10月1日
【事業年度】	自 2017年1月1日 至 2017年12月31日
【会社名】	コーペラティブ・ラボバンク・ウー・アー (COÖPERATIEVE RABOBANK U.A.)
【代表者の役職氏名】	長期資金調達部長（日本） (Head of Long Term Funding - Japan) K. タナカ (K. Tanaka)
【本店の所在の場所】	オランダ国 3521 CB ユトレヒト市クローセラーン18 (Croeselaan 18 3521 CB Utrecht, the Netherlands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 梅 津 立
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【事務連絡者氏名】	弁護士 中 村 慎 二 弁護士 梶 原 康 平 弁護士 嶋 田 祐 輝 弁護士 白 藤 祐 也 弁護士 梶 谷 裕 紀
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年5月11日提出の有価証券報告書（事業年度 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第3 事業の状況
 - 4 事業等のリスク
- 第6 経理の状況
 - 1 財務書類

3 【訂正箇所】

訂正箇所は、下線で示しております。

第一部【企業情報】

第3【事業の状況】

4【事業等のリスク】

<訂正前>

（前略）

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクはラボバンク・グループ内で「社内の手続上、人的もしくはシステム上の不備もしくはミスまたは社外の事由に起因して損失を被るリスク」と定義されている。ラボバンク・グループは、現在の規制枠組みの下で、オペレーショナルリスクの計測および管理を行っている（このリスクに対応するための資本を維持することを含む。）。現代の国際的な銀行業界の出来事を見ると、オペレーショナルリスクが巨額の損失につながっていることがわかる。オペレーショナルリスクの原因となる事由は様々であり、詐欺またはその他の違法行為、適用可能な法令の不遵守事由の防止、検知および報告に係る原則および手続ならびに管理体制を敷くことに対する失敗、不適切なリスク・マネジメント・プロセス、非効果的な内部統制の実施、欠陥商品に対するクレーム、書類の不備、労働衛生や安全状態の悪さに起因する損失、取引プロセス上のミス、システム障害、サイバー・セキュリティ等が挙げられる。さらには、組織の変更がリスク特性の増加をもたらす可能性がある。ラボバンク・グループは現在、大規模なプロジェクト、組織再編といった大幅な変革に取り組んでおり、またリスク・コントロール枠組みの導入を通じて統制制度の再編も行っている。かかる変革が展開される中で、ラボバンク・グループの従業員数は減少している。社内の構造改革と人員配置の変更の組み合わせによって、既存の仕事手順やプロジェクトが一時的にマイナスな影響を受け、結果としてタイムリーなリスク特性の増加につながる可能性がある。発生のあるオペレーショナルリスクに係る事象の増加または新たな規制の遵守に係る追加費用は、ラボバンク・グループのレピュテーションならびに事業、財政状態および業績に著しい悪影響を及ぼ

す可能性がある。オペレーショナルリスクには、法的リスクおよび税務リスクを含む全ての非財務リスクが含まれる。

(中略)

政府方針および規制の影響

(中略)

2012年に、オランダ政府は、オランダにおいて銀行業を営むことを許可されている全ての事業体に対して銀行税を導入した。かかる税は、該当する銀行の前会計年度末時点における貸借対照表の負債の合計に基づいており、保証スキームの対象となる株式および預金、ならびに保険事業に関連する特定の負債は除外する。短期の資金調達にかかる負債に対する課税は、長期の資金調達にかかる負債に対する課税の2倍である。2017年度中に、ラボバンク・グループは、合計175百万ユーロの銀行税および賦課金を課せられた。これに対し、2016年度には170百万ユーロおよび2015年度には168百万ユーロを課せられた。

(中略)

2013年1月1日より、オランダの住宅所有者による利息支払の課税控除は制限されている。新規住宅ローンの利息支払は、かかるローンが、元利均等返済型で30年以内に返済された場合にのみ控除を行うことができる。また、住宅ローンの不動産価格の最大許容額は、2014年度は不動産価値の104%であったが、2015年度においては不動産価値の103%に引き下げられ、2016年度においてはさらに102%に引き下げられ、2017年には101%に引き下げられた。加えて、当該最大許容額は、2018年度には100%まで引き下げられる。これらの変更に加えて、2014年1月1日付で住宅ローンの支払利息の課税控除に関してさらなる制限が施行された。2014年1月1日より、住宅ローンの支払利息の控除が可能となる税率は、段階的に引き下げられている。これまで最高所得税率（52%の利率）で住宅ローンの利息を控除していた納税者については、利息控除の許容額は毎年0.5パーセンテージポイントの割合で減少し、2042年には52%から38%となる。全国住宅ローン保証スキーム（ナショナル・ヒポテークガランシー）を通して1993年にオランダ政府が設立した機関であるオランダ住宅所有保証基金（スティヒティンク・ワールボルクフォンス・エイヘン・ウォーニンヘン）による保証を適用される個人向け住宅ローンの上限額は、2017年は265,000ユーロであった。オランダの住宅市場に関する政府の方針または規制の変更は、ラボバンク・グループの事業、財政状態および業績に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクはラボバンク・グループ内で「社内の手続上、人的もしくはシステム上の不備もしくはミスまたは社外の事由に起因して損失を被るリスク」と定義されている。ラボバンク・グループは、現在の規制枠組みの下で、オペレーショナルリスクの計測および管理を行っている（このリスクに対

応するための資本を維持することを含む。)。現代の国際的な銀行業界の出来事を見ると、オペレーショナルリスクが巨額の損失につながっていることがわかる。オペレーショナルリスクの原因となる事由は様々であり、詐欺またはその他の違法行為、適用可能な法令の不遵守事由の防止、検知および報告に係る原則および手続ならびに管理体制を敷くことに対する失敗、不適切なリスク・マネジメント・プロセス、非効果的な内部統制の実施、欠陥商品に対するクレーム、書類の不備、労働衛生や安全状態の悪さに起因する損失、取引プロセス上のミス、システム障害、サイバー・セキュリティ等が挙げられる。さらには、組織の変更がリスク特性の増加をもたらす可能性がある。ラボバンク・グループは現在、大規模な規制プロジェクト（例えばIFRS 9、ならびに個人データの処理および当該データの自由な移転について自然人を保護し指令95/46/ECを廃止する、欧州議会および欧州理事会が2016年4月27日に制定した規則（EU）2016/679（EU一般データ保護規則）等の規制に関するプロジェクト）、組織再編といった大幅な変革に取り組んでおり、またリスク・コントロール枠組みの導入を通じて統制制度の再編も行っている。かかる変革が展開される中で、ラボバンク・グループの従業員数は減少している。社内の構造改革と人員配置の変更の組み合わせによって、既存の仕事手順やプロジェクトが一時的にマイナスな影響を受け、結果としてタイムリーなリスク特性の増加につながる可能性がある。発生の可能性のあるオペレーショナルリスクに係る事象の増加または新たな規制の遵守に係る追加費用は、ラボバンク・グループのレピュテーションならびに事業、財政状態および業績に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。オペレーショナルリスクには、法的リスクおよび税務リスクを含む全ての非財務リスクが含まれる。

（中略）

政府方針および規制の影響

（中略）

2012年に、オランダ政府は、オランダにおいて銀行業を営むことを許可されている全ての事業体に対して銀行税を導入した。かかる税は、該当する銀行の前会計年度末時点における貸借対照表の負債の合計に基づいており、保証スキームの対象となる株式および預金、ならびに保険事業に関連する特定の負債は除外する。短期の資金調達にかかる負債に対する課税は、長期の資金調達にかかる負債に対する課税の2倍である。2017年度中に、ラボバンク・グループは、合計161百万ユーロの銀行税（2016年度：166百万ユーロ、2015年度：168百万ユーロ）を課せられた。さらに、2017年度中にラボバンクが支払いを求められた賦課金は、アイルランドにおいて7百万ユーロ（2016年度：4百万ユーロ、2015年度：4百万ユーロ）、ベルギーにおいて11百万ユーロに上った。

（中略）

2013年1月1日より、オランダの住宅所有者による利息支払の課税控除は制限されている。新規住宅ローンの利息支払は、かかるローンが、元利均等返済型で30年以内に返済された場合にのみ控除を行うことができる。また、住宅ローンの不動産価格の最大許容額は、2014年度は不動産価値の104%であったが、2015年度においては不動産価値の103%に引き下げられ、2016年度においてはさらに102%に引き下げられ、2017年には101%に引き下げられた。加えて、当該最大許容額は、2018年度には100%まで引き下げられる。これらの変更に加えて、2014年1月1日付で住宅ローンの支払利息の課税控除に関してさらなる制限が施行された。2014年1月1日より、住宅ローンの支払利息の控除が可能となる税率は、段階的に引き

下げられている。これまで最高所得税率（52%の利率）で住宅ローンの利息を控除していた納税者については、利息控除の許容額は毎年0.5パーセンテージポイントの割合で減少し、2042年には52%から38%となる。全国住宅ローン保証スキーム（ナショナル・ヒポテックガランシー）を通して1993年にオランダ政府が設立した機関であるオランダ住宅所有保証基金（スティヒティング・ワールボルグフォonz・エイヘン・ウォーニンヘン）による保証を適用される個人向け住宅ローンの上限額は、2015年に245,000ユーロに削減され、2016年は変わらず、2017年には247,450ユーロに、2018年には265,000ユーロに引き上げられた。オランダの住宅市場に関する政府の方針または規制の変更は、ラボバンク・グループの事業、財政状態および業績に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

（後略）

第6 【経理の状況】

1 【財務書類】

<訂正前>

（前略）

連結財務諸表注記

（中略）

4 金融商品に係るリスク・エクスポージャー

（中略）

4.10 法的手続および仲裁手続

（中略）

BSA / AML

2017年末にかけ、カリフォルニア州にあるラボバンクのリテール銀行子会社、ラボバンク・ナショナル・アソシエーション（以下「RNA」という）に対し、RNAのBSA（銀行秘密法）/ AML（マネー・ロンダリング防止）コンプライアンス・プログラムに関する事項および2013年に特定の元従業員がOCCに伝達した行為について、米国司法省（以下「DOJ」という）、米国通貨監査局（以下「OCC」という）および金融犯罪取締ネットワーク（以下「FinCEN」という）による捜査が行われた。RNAは、当時、当該事項の和解に向けた協議を行っていたことから、2017年度第4四半期において、和解の可能性を想定し369.2百万米ドルの引当金を計上した。2018年2月7日、DOJ、OCCならびにラボバンクおよびRNAは、過去に報告した捜査の終結についてRNAがDOJおよびOCCとの間で合意に至ったことを公表した。同行のBSA / AMLコンプライアンス・プログラムに大きな進展があったことを認め、OCCは2013年12月に発行した同意指令を取り下げた。RNAは、没収金、課徴金および罰金として、約369.2百万米ドルの支払に同意した。また、RNAは、当局検査の妨害を企てた容疑1件について罪を認めることに同意した。DOJとの司法取引の条件において、BSA / AMLコンプライアンス・プログラムおよび関連する行為についてこれ以上RNAに対する措置は取られないとされている。捜査の性質が重複しており、また同行において改善が図られたことから、FinCENによる検査も終結しており、FinCENによる追加の罰金や措置は行われない見通しである。2017年2月、2つのグループ事業体およびそれらの事業体の事実上の責任者からラボバンクを訴える刑事告訴状がオランダ検察庁（以下「DPP」という）に提出された。その内容は、DOJの捜査に関連する問題についての刑事捜査を要求するものである。ラボバンクは、DPPがこの告訴状を受理したと理解しており、それに対するDPPの対応を待つ状

況にある。ラボバンクは、DPPによる対応の可能性に対し、引当金を認識すべきかどうか評価するのに十分な情報を有していない。

(中略)

個別財務諸表注記 会計方針

(中略)

2 金融商品に係るリスク・エクスポージャー

(中略)

法的手続および仲裁手続

(中略)

BSA / AML

2017年末にかけ、カリフォルニア州にあるラボバンクのリテール銀行子会社、ラボバンク・ナショナル・アソシエーション（以下「RNA」という）に対し、RNAのBSA（銀行秘密法）/ AML（マネー・ロンダリング防止）コンプライアンス・プログラムに関する事項および2013年に特定の元従業員がOCCに伝達した行為について、米国司法省（以下「DOJ」という）、米国通貨監査局（以下「OCC」という）および金融犯罪取締ネットワーク（以下「FinCEN」という）による捜査が行われた。RNAは、当事、当該事項の和解に向けた協議を行っていたことから、2017年度第4四半期において、和解の可能性を想定し369.2百万米ドルの引当金を計上した。2018年2月7日、DOJ、OCCならびにラボバンクおよびRNAは、過去に報告した捜査の終結についてRNAがDOJおよびOCCとの間で合意に至ったことを公表した。同行のBSA / AMLコンプライアンス・プログラムに大きな進展があったことを認め、OCCは2013年12月に発行した同意指令を取り下げた。RNAは、没収金、課徴金および罰金として、約369.2百万米ドルの支払に同意した。また、RNAは、当局検査の妨害を企てた容疑1件について罪を認めることに同意した。DOJとの司法取引の条件において、BSA / AMLコンプライアンス・プログラムおよび関連する行為についてこれ以上RNAに対する措置は取られないとされている。捜査の性質が重複しており、また同行において改善が図られたことから、FinCENによる検査も終結しており、FinCENによる追加の罰金や措置は行われない見通しである。2017年2月、2つのグループ事業体およびそれらの事業体の事実上の責任者からラボバンクを訴える刑事告訴状がオランダ検察庁（以下「DPP」という）に提出された。その内容は、DOJの捜査に関連する問題についての刑事捜査を要求するものである。ラボバンクは、DPPがこの告訴状を受理したと理解しており、それに対するDPPの対応を待つ状況にある。ラボバンクは、DPPによる対応の可能性に対し、引当金を認識すべきかどうか評価するのに十分な情報を有していない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

連結財務諸表注記

(中略)

4 金融商品に係るリスク・エクスポージャー

(中略)

4.10 法的手続および仲裁手続

(中略)

BSA / AML

2017年末にかけ、カリフォルニア州にあるラボバンクのリテール銀行子会社、ラボバンク・ナショナル・アソシエーション（以下「RNA」という）に対し、RNAのBSA（銀行秘密法）/ AML（マネー・ロンダリング防止）コンプライアンス・プログラムに関する事項および2013年に特定の元従業員がOCCに伝達した行為について、米国司法省（以下「DOJ」という）、米国通貨監査局（以下「OCC」という）および金融犯罪取締ネットワーク（以下「FinCEN」という）による捜査が行われた。RNAは、当時、当該事項の和解に向けた協議を行っていたことから、2017年度第4四半期において、和解の可能性を想定し369.2百万米ドルの引当金を計上した。2018年2月7日、DOJ、OCCならびにラボバンクおよびRNAは、過去に報告した捜査の終結についてRNAがDOJおよびOCCとの間で合意に至ったことを公表した。同行のBSA / AMLコンプライアンス・プログラムに大きな進展があったことを認め、OCCは2013年12月に発行した同意指令を取り下げた。RNAは、没収金、課徴金および罰金として、約369.2百万米ドルの支払に同意した。また、RNAは、当局検査の妨害を企てた容疑1件について罪を認めることに同意した。DOJとの司法取引の条件において、BSA / AMLコンプライアンス・プログラムおよび関連する行為についてこれ以上RNAに対する措置は取られないとされている。捜査の性質が重複しており、また同行において改善が図られたことから、FinCENによる検査も終結しており、FinCENによる追加の罰金や措置は行われない見通しである。2017年2月、ラボバンク、2つのグループ事業体およびそれらの事業体の事実上の責任者を訴える刑事告訴状がオランダ検察庁（以下「DPP」という）に提出された。その内容は、DOJの捜査に関連する問題についての刑事捜査を要求するものである。ラボバンクは、DPPがこの告訴状を受理したと理解しており、それに対するDPPの対応を待つ状況にある。ラボバンクは、DPPによる対応の可能性に対し、引当金を認識すべきかどうか評価するのに十分な情報を有していない。

(中略)

個別財務諸表注記 会計方針

(中略)

2 金融商品に係るリスク・エクスポージャー

(中略)

法的手続および仲裁手続

(中略)

BSA / AML

2017年末にかけ、カリフォルニア州にあるラボバンクのリテール銀行子会社、ラボバンク・ナショナル・アソシエーション（以下「RNA」という）に対し、RNAのBSA（銀行秘密法）/ AML（マネー・ロンダリング防止）コンプライアンス・プログラムに関する事項および2013年に特定の元従業員がOCCに伝達した行為について、米国司法省（以下「DOJ」という）、米国通貨監査局（以下「OCC」という）および金融犯罪取締ネットワーク（以下「FinCEN」という）による捜査が行われた。RNAは、当時、当該事項の和解に向けた協議を行っていたことから、2017年度第4四半期において、和解の可能性を想定し369.2百万米ドルの引当金を計上した。2018年2月7日、DOJ、OCCならびにラボバンクおよびRNAは、過去に報告した捜査の終結

についてRNAがDOJおよびOCCとの間で合意に至ったことを公表した。同行のBSA / AMLコンプライアンス・プログラムに大きな進展があったことを認め、OCCは2013年12月に発行した同意指令を取り下げた。RNAは、没収金、課徴金および罰金として、約369.2百万米ドルの支払に同意した。また、RNAは、当局検査の妨害を企てた容疑1件について罪を認めることに同意した。DOJとの司法取引の条件において、BSA / AMLコンプライアンス・プログラムおよび関連する行為についてこれ以上RNAに対する措置は取られないとされている。捜査の性質が重複しており、また同行において改善が図られたことから、FinCENによる検査も終結しており、FinCENによる追加の罰金や措置は行われない見通しである。2017年2月、ラボバンク、2つのグループ事業体およびそれらの事業体の事実上の責任者を訴える刑事告訴状がオランダ検察庁（以下「DPP」という）に提出された。その内容は、DOJの捜査に関連する問題についての刑事捜査を要求するものである。ラボバンクは、DPPがこの告訴状を受理したと理解しており、それに対するDPPの対応を待つ状況にある。ラボバンクは、DPPによる対応の可能性に対し、引当金を認識すべきかどうか評価するのに十分な情報を有していない。

（後略）

以上